

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成27年9月14日)

- 平成27年秋の交通安全運動の実施について 1
(交通部交通企画課)
- 路上寝込み者等の轢過(れきか)事故等の防止に関する協定の締結について
..... 6
(交通部交通企画課)
- 運転免許自主返納者に対する特典に関する覚書の締結について
..... 7
(交通部運転免許課)



平成27年秋の全国交通安全運動の実施について

平成27年9月14日
警察本部
(交通部交通企画課)

平成27年秋の全国交通安全運動の実施について、下記のとおり報告する。

記

1 目的

秋口は、夕暮れ時の明暗が急激に変化することから、交通事故防止に有効な反射材用品の活用を呼び掛けるとともに、前照灯の早期点灯、チャイルドシートの使用とシートベルトの着用の徹底等を推進し、交通事故防止を図る。

2 実施期間

9月21日(月)から9月30日(水)までの10日間

3 日を定めて実施する運動

9月30日(水) 思いやり運転推進日及び交通事故死ゼロを目指す日

4 運動の重点

- 高齢者と子どもの交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
- チャイルドシートの使用と後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

5 期間中の主な取組

(1) 交通安全街頭広報

交通パレードのほか、幹線道路において、広報検問等を実施し、安全運転等を呼び掛ける。

- 交通安全パレード(鳥取署) 9月18日(金)
- 妖怪大行進(境港署) 9月23日(水・祝) 等

(2) 自転車マナーアップ広報

通勤・通学などの自転車利用者等に対し、自転車の安全利用を呼び掛け、反射材用品の取り付けを行う。

- 自転車リンリン作戦(八橋署) 期間中
- 夕暮れ時の自転車広報(米子署) 9月25日(金) 等

(3) チャイルドシートとシートベルトの使用(着用)広報

幹線道路を通行するドライバーに対し、チャイルドシートの使用徹底や全ての座席のシートベルト着用を呼び掛ける。

- 道の駅はっとう広報検問(郡家署) 9月24日(木)
- 隣接3県3警察署合同広報検問(智頭署) 9月27日(日) 等

(4) 飲酒運転根絶広報

飲食店等を訪問し、酒類提供者、来店客に対して飲酒運転根絶とハンドルキーパー運動の推進を呼び掛ける。

- ハンドルキーパー運動(鳥取署) 9月25日(金)
- 江府町飲酒運転撲滅広報(黒坂署) 期間中 等

(5) 高齢者訪問活動

高齢者宅を訪問して夜間外出時の反射材用品等の着用を広報し、交通事故防止を呼び掛ける。

- 気高・鹿野・青谷地区高齢者訪問交通安全指導(浜村署) 9月18日(金)
- 岩美病院におけるシルバーセイフティアドバイス(鳥取署) 9月24日(木) 等

【平成26年の実施状況】



交通安全パレード(鳥取署)



妖怪大行進(境港署)



飲酒運転根絶広報(米子署)

子供と高齢者の交通事故防止

みんなを守る

早めのライトと反射材



秋の全国交通安全運動

平成27年9月21日(月)～9月30日(水)

9月30日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

夕暮れ時と夜間の
歩行中・自転車乗用中の
交通事故防止

(特に、反射材用品等の着用の推進
及び自転車前照灯の点灯の徹底)

《全国重点》

後部座席を含めた
全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの
正しい着用の徹底

《全国重点》

飲酒運転の根絶

《全国重点》



内閣府・鳥取県交通対策協議会

鳥取県実施要綱

運動の目的

秋口は、夕暮れ時の明暗が急激に変化し、視認性が低下することで運転者から歩行者等、また、歩行者等からは自動車が発見しづらく交通事故が多発する傾向にあります。

このようなことから、夕暮れから夜間にかけての交通事故防止に有効な反射材用品の活用を呼びかけるとともに、前照灯の早期点灯、チャイルドシートとシートベルトの使用（着用）の徹底等を推進し、交通事故防止を図ります。

鳥取県の運動重点

- 1 高齢者と子どもの交通事故防止
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
- 3 チャイルドシートの使用と後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶

9月

「高齢者と子どもへの思いやり運転推進運動」月間です。

9月30日

思いやり運転推進日及び交通事故死ゼロを目指す日

1 高齢者と子どもの交通事故防止



【運転者は】

- 通学路や生活道路等ではスピードを落とし、高齢者と子どもを見かけたら、その行動に十分注意し、思いやり運転を心がけましょう。
- 70歳以上の運転者は、高齢運転者標識（高齢運転者マーク）を表示しましょう。また、一般の運転者は、高齢運転者マークを表示している車に対して思いやり運転を心がけましょう。
- 高齢運転者は、一時停止や信号などの交通ルールを守り、安全運転に努めるとともに、体調が優れないときは運転を控えましょう。

【高齢者・子どもは】

- 交通ルールを守り、道路を横断するときは横断歩道を利用しましょう。
- 道路を横断するときは、左右をよく確認し、無理な横断や斜め横断は絶対にやめましょう。
- 道路への飛び出しや直前・直後の横断は危険なので絶対にやめましょう。

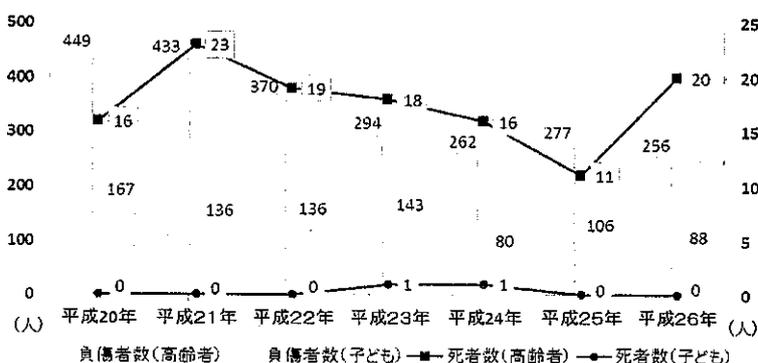
【家庭・地域では】

- 自宅周辺の危険箇所を高齢者や子どもと一緒に確認し、安全な通行方法や交通ルールについて話し合いをしましょう。
- 高齢者や子どもが出かけるときは、交通ルールを守り、車に注意するよう声かけしましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、必ず反射材を着用し、懐中電灯を携帯するなど車から発見されやすいようにしましょう。

【関係機関・職場・学校等では】

- 子どもや高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導等を実施しましょう。
- 事業所等では、高齢者や子どもを見かけたら速度を落とし、「思いやり運転」をするよう指導しましょう。
- 幼児・児童等の安全な通行を確保するため、通学路等の交通安全点検を推進しましょう。
- 高齢者世帯への訪問活動を通じて、反射材の普及促進を図りましょう。

高齢者と子どもの交通事故（死傷者数）の推移



2

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 (特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)

【歩行者・自転車利用者は】

○夕暮れ時や夜間は車から見えにくいことを意識し、出かけるときは明るい色の服装と反射材を着用しましょう。

○自転車安全利用五則を遵守し、自転車の正しい乗り方や交通マナーを実践しましょう。

○夕暮れから夜間は自転車のライトを点灯し、無灯火運転は絶対にやめましょう。

□鳥取県の日没時刻(各月15日)

区分	9月	10月	11月	12月
日没時間	18:11	17:29	16:57	16:51



【運転者は】

○歩行者等の早期発見と夕暮れ時の交通事故防止のため、日没30分前には前照灯を点灯しましょう。

○夜間の走行時には、前照灯をこまめに切り替え、ハイビームを活用した運転を習慣づけましょう。

○夕暮れ時や夜間は、歩行者や自転車が見えにくくなるので、周囲に気を配った安全運転に努めましょう。

【家庭・地域・学校等では】

○児童・生徒に対し、鞆、靴等への反射材の活用と自転車の前照灯点灯を指導しましょう。

○自転車事故で多い出会い頭の事故など、具体的な事故事例について話し合い、交通ルールの遵守や交通マナーなど安全な利用について確認しましょう。

○幼児・児童が自転車に乗る時は、自転車用ヘルメットを着用させましょう。

○定期的に自転車の安全点検や整備を行いましょ。

【関係機関・団体では】

○街頭指導等を通じて自転車の通行方法(車道の左側通行や路側帯通行は左側部分に限られる等)や歩道通行時の歩行者優先を周知徹底しましょう。

○夕暮れ時や夜間の危険性及び、反射材用品や明るい色の衣服等の着用効果などを理解・認識させる交通安全教室等を開催しましょう。

○各種広報媒体を活用し、前照灯の早期点灯と夜間の前照灯のこまめな切り替え(ハイビームの活用)の広報啓発を推進しましょう。

3

チャイルドシートの使用と後部座席を含めた

全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底

【運転者・同乗者は】

○チャイルドシートの使用と、後部座席を含む全ての座席においてシートベルトを正しく着用しましょう。

○幼児や児童を乗車させるときは、子どもの発育に応じたチャイルドシートやジュニアシートを座席にしっかりと固定し、正しく使用しましょう。

【家庭・地域・学校等では】

○チャイルドシートやシートベルトの着用効果・必要性について家族で話し合い、正しい着用の実践と習慣付けを図りましょう。

○家族が自動車を出かける際には、チャイルドシートとシートベルトの使用(着用)をよびかけましょう。

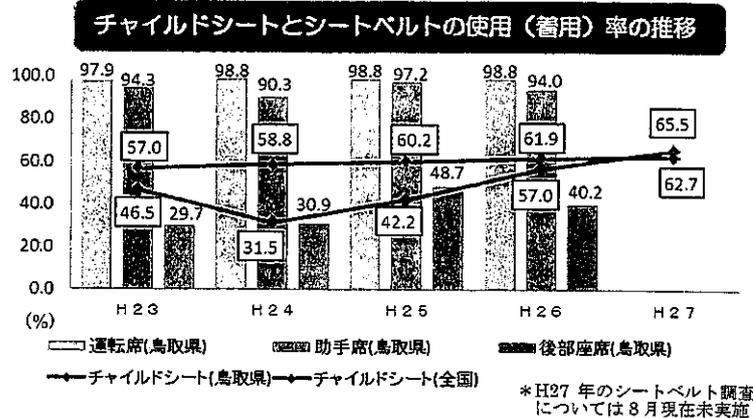
○保護者会等の会合等を活用し、幼児・児童・生徒を乗車させる際は、チャイルドシートとシートベルトを使用(着用)させるよう呼びかけましょう。

【関係機関・団体では】

○チャイルドシートの使用と、後部座席を含む全ての座席のシートベルト着用の必要性と効果について、広報啓発活動を推進しましょう。

○チャイルドシートとシートベルトを正しく使用（着用）するため、チャイルドシートの座席への取り付け方法やシートベルトの調整などの正しい使用方法を周知徹底しましょう。

○ODVD 教材等を用いた、チャイルドシートとシートベルト非使用（着用）の危険性を認識させる交通安全教室等を開催しましょう。



4 飲酒運転の根絶

【運転者・その周りの人は】

- 飲酒運転の危険性・違法性を認識し、飲酒した場合は絶対に車（自転車を含む）の運転はやめましょう。
- 仲間同士で自動車により飲食店に行き、飲酒する場合はハンドルキーパー運動を実践し、飲酒運転の車に同乗すること、飲酒した人に車を貸すことは絶対にやめましょう。
- 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。

【地域・家庭では】

- 地域の会合等では「飲酒運転は絶対にしない・させない」ことを確認し合い、地域一丸となって飲酒運転根絶気運を高めましょう。
- 家庭・知人から飲酒運転の加害者を出さないため、身近な事故事例や飲酒運転による事故の悲惨さなどについて話し合い、飲酒運転の根絶気運を高めましょう。

【酒類提供者は】

- 自動車を運転してきた客には酒類の提供はしないことを徹底しましょう。



【関係機関・団体・職場等では】

- 自動車運送事業所等では、アルコール検知器による運転前の呼気チェックなど、飲酒運転の根絶に向けた取組を実施しましょう。
- 関係機関・団体は、地域や飲食店等と協力して飲酒運転根絶のための取組を推進しましょう。
- 朝礼や研修会などあらゆる機会を活用し、飲酒運転防止のための指導を徹底しましょう。
- 「ハンドルキーパー運動」の普及促進を図りましょう。

運転者と運転者以外の罰則

運転者	車両の提供者	酒類の提供者・車両の同乗者
<p>酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金</p> <p>酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p>	<p>酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金</p> <p>酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p>	<p>酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p> <p>酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金</p>

問い合わせ先 鳥取県交通対策協議会（生活環境部くらしの安心推進課）

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 電話(0857)26-7159 ファクシミリ(0857)26-8171

路上寝込み者等の轢過事故等の防止に関する協定の締結について

平成27年9月14日
警察本部
(交通部交通企画課)

路上寝込み者等の轢過(れきか)事故等の防止に関する協定を締結したので、下記のとおり報告する。

記

1 概要・目的

飲酒による路上寝込み者、認知症高齢者等の路上徘徊者等(以下「路上寝込み者等」という。)が被害者となる轢過事故等が発生していることから、路上寝込み者等危険行動者を早期に発見、保護し、こうした事故の絶無を図ることを目的として、鳥取県内の交通機関等と「路上寝込み者等の轢過事故等の防止に関する協定」を締結した。

2 協定の締結日時・場所

9月2日(水) 午前11時から
警察本部5階 大会議室

3 協定締結者

- 鳥取県ハイヤータクシー協会 (会長 船越 克之)
- 一般社団法人鳥取県バス協会 (副会長 馬場 進)
- 一般社団法人鳥取県トラック協会 (会長 川上 和人)
- 一般社団法人鳥取県警備業協会 (会長 山増 正雄)
- 鳥取県警察本部 (本部長 山岸 一生)

4 協定の主な内容

- タクシー等の乗務員が路上寝込み者等を発見した際の措置
 - ・ 路上寝込み者等に対する効果的な防護措置をとる。
 - ・ 必要な防護措置を講じた後、110番通報を行う。
 - ・ 可能であれば、路上寝込み者等の移動措置をとる。
- 通報を受理した警察官の措置
 - ・ 速やかに現場に赴き、路上寝込み者等を保護し、交通事故の未然防止を図る。
 - ・ 通報者からの事情聴取は、通報者の業務に影響を及ぼさないよう配慮する。
- その他
 - ・ 各協会は路上寝込み者等の交通事故防止に関する広報、啓発活動に協力する。
 - ・ 警察は、交通事故等に関する情報提供と各協会が行う交通事故防止に関する活動の支援、協力に努める。

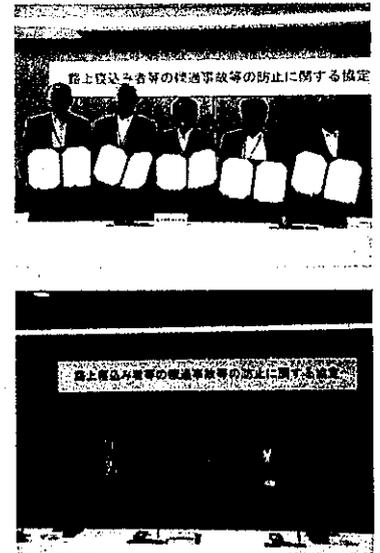
5 協定により期待される効果

各協会に加入する事業所の乗務員等が、事故に遭遇する危険性の高い路上寝込み者等の通報及び保護措置を行うことにより、交通事故の未然防止に大きな効果が期待できる。

6 その他

協定締結先からの通報等に迅速、的確に対応するため、各所属に対して、本協定締結の趣旨、対応等を周知徹底した。

【締結式の状況】



運転免許自主返納者に対する特典に関する覚書の締結について

平成27年9月14日
警 察 本 部
(交通部運転免許課)

県警察は、米子信用金庫と運転免許自主返納者に対する特典に関する覚書を締結したので、下記のとおり報告する。

記

1 概要・目的

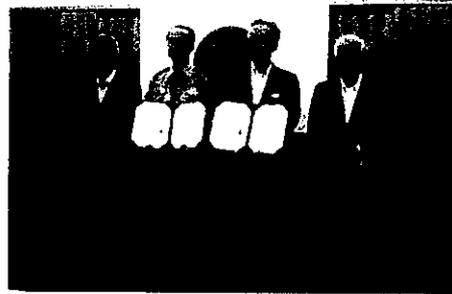
運転免許の自主返納者に対する生活の利便性を向上させ、運転免許を返納しやすい環境を整備し、高齢者の交通事故防止を図るため、米子信用金庫と米子警察署の間で、運転免許の自主返納者に対して、定期預金及びマイカーローンの金利を優遇する覚書を締結した。

2 覚書の締結日時・場所

8月27日(木) 午後2時から
米子警察署大会議室

3 覚書締結者

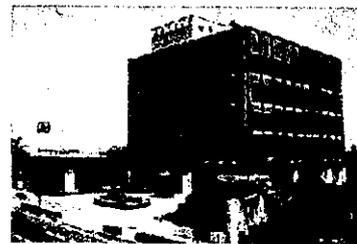
- 米子信用金庫 (理事長 青砥 隆志)
- 米子警察署 (署 長 越智 文明)



4 優遇措置の内容

9月1日(火) から

- 運転免許を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けられた方の本人名義の定期預金金利を0.1%上乘せ
- 運転免許を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けられた方の同居の家族によるマイカーローンの金利を0.1%引き下げ



(米子信用金庫本店)

5 参考事項

(1) 米子信用金庫

所在地 米子市東福原二丁目5番1号
理事長 青砥 隆志
店舗数 鳥取県内12店舗 島根県内4店舗

(2) 運転免許の自主返納

運転免許の自主返納とは、加齢に伴う身体機能の低下などを理由に自主的に運転免許を返納する制度で道路交通法第104条の4に規定されている。

あくまで本人の自主的な意思によるものであり、運転免許を返納しても生活に困らない、又は生活の利便性を向上させるための環境の整備が必要であり、現在、県警察が働きかけを行い自治体、関係機関と連携した各種施策を推進中である。

(3) その他

鳥取県内で、金融機関による運転免許の自主返納者に対する支援策は初めてである。

